



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第89号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正	（中 小 企 業 課）	2
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	（ ” ）	2

告 示

島根県告示第256号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第917号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第5号イ中「情報処理サービス業」を「情報処理・提供サービス業」に改め、同号ウ中「情報提供サービス業」を「インターネット附随サービス業」に改め、同号中エからコまでを削り、サをエとし、シをオとし、スをカとし、カの次に次のように加える。

キ シェアードサービス業

ク その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

第2条第5号中セをケとする。

附 則

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第257号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第3号イ中「情報処理サービス業」を「情報処理・提供サービス業」に改め、同号ウ中「情報提供サービス業」を「インターネット附随サービス業」に改め、同号中エからコまでを削り、サをエとし、シをオとし、スをカとし、カの次に次のように加える。

キ シェアードサービス業

ク その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

第2条第3号中セをケとする。

附 則

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
